

平成28年度 第1回  
北九州市国民健康保険運営協議会

(議題)

平成27年度 国民健康保険事業の運営について

(報告)

平成27年度 特定健康診査・特定保健指導の実績（見込み）について

日 時 平成28年8月19日（金） 14時00分～

場 所 ホテルクラウンパレス小倉3階 ダイヤモンドホール

議題

平成27年度 北九州市国民健康保険事業の運営について  
(平成27年度 国民健康保険特別会計決算見込み等)

## 目次

- ・ 被保険者等の推移 . . . P1
- ・ 一人当たり医療費等の推移 . . . P2～3
- ・ 一人当たり保険料の推移 . . . P4
- ・ 平成27年度国民健康保険特別会計(決算案) . . . P5～6
- ・ 政令市の状況 . . . P7～8
- ・ 平成27年度モデル保険料 . . . P9
- ・ 保険料収納率の推移 . . . P10
- ・ 平成27年度医療費適正化の取組み . . . P11～12
- ・ 都道府県単位化の動向 . . . P13～15

## 被保険者数・世帯数の推移

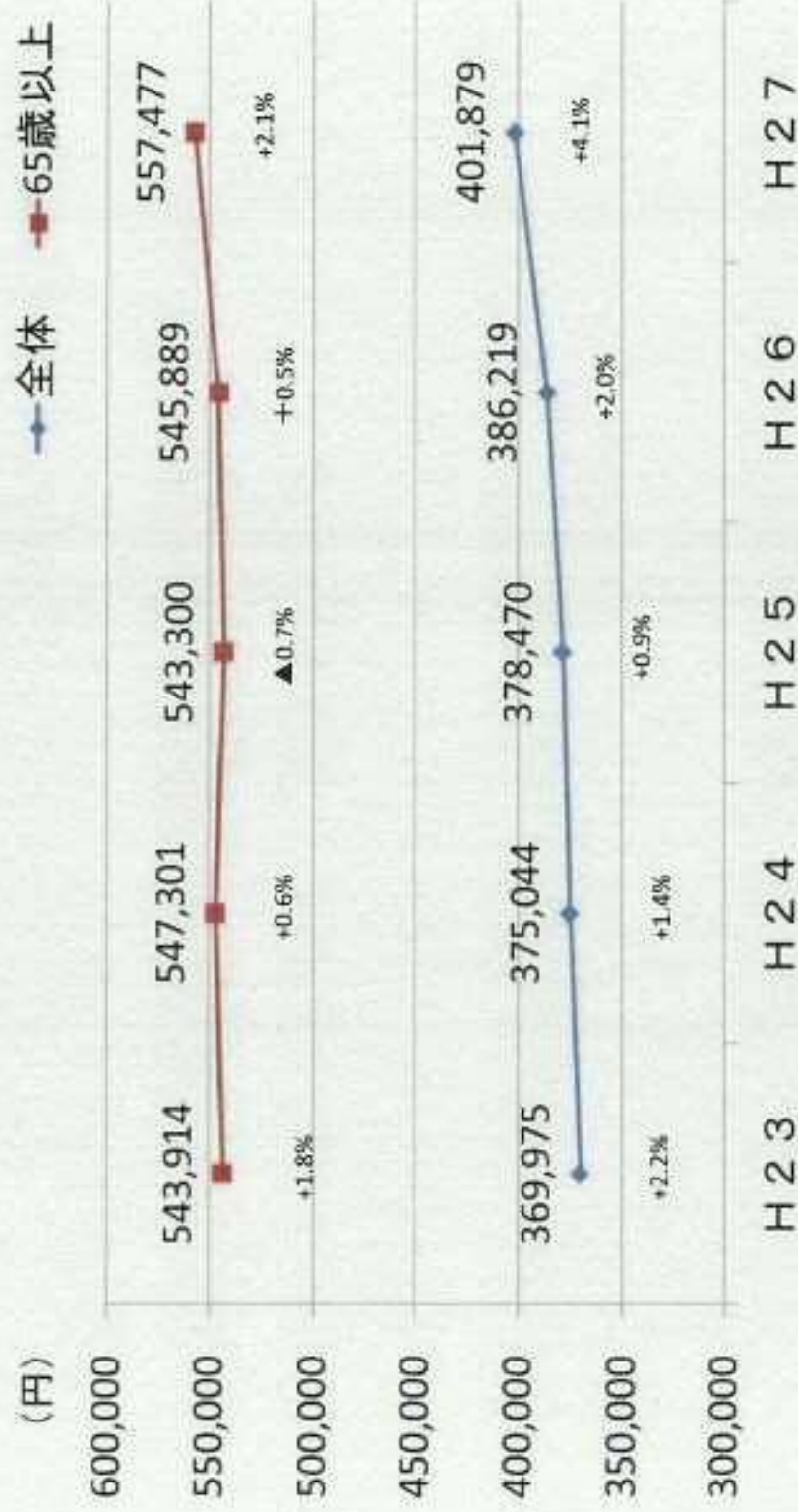


### ポイント

後期高齢者医療制度(75歳以上)への移行などの影響により、被保険者は減少



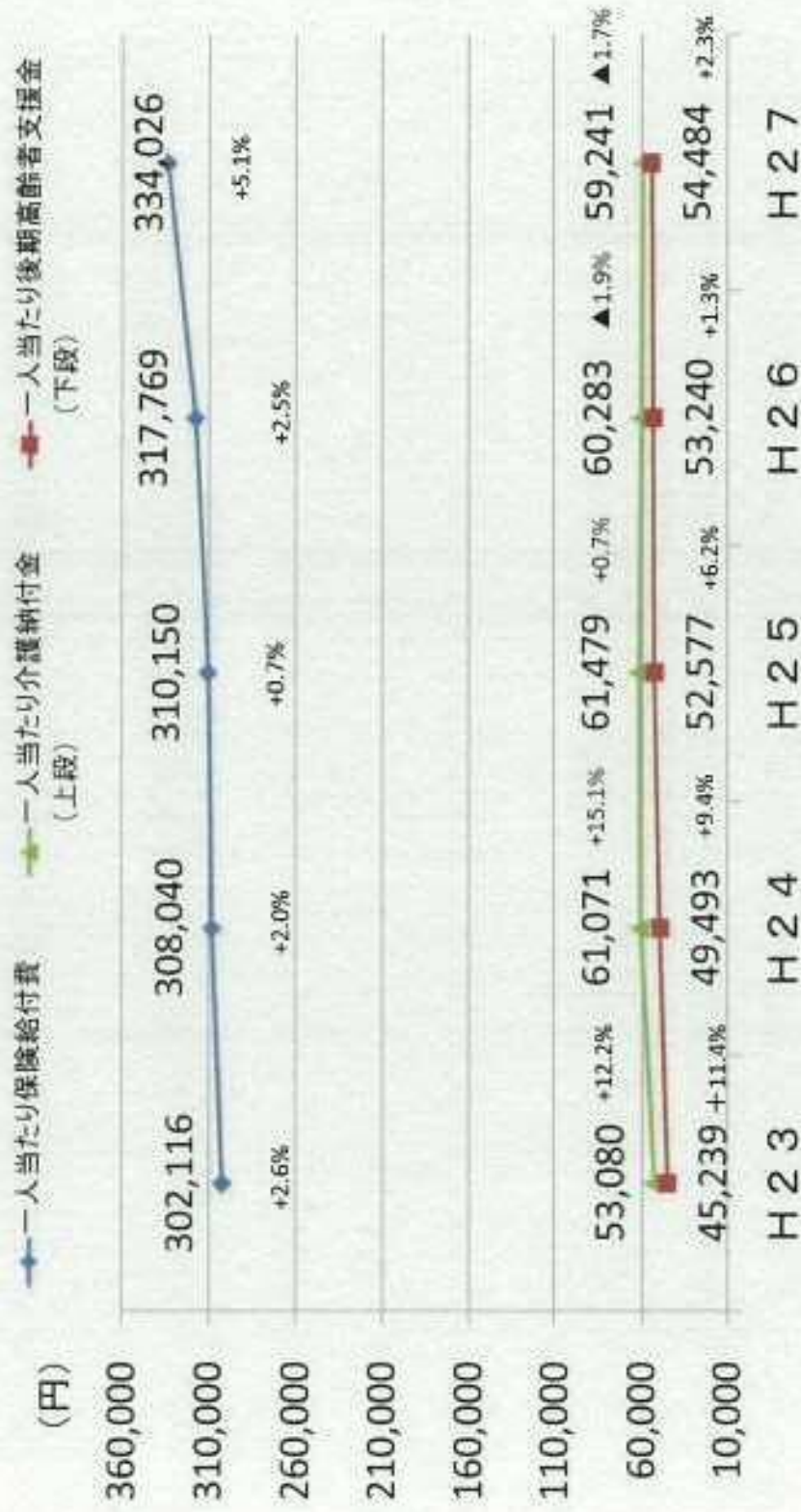
## 一人当たり医療費の推移



### ポイント

平成27年度はC型肝炎の新薬の発売等の影響により、大幅に増加

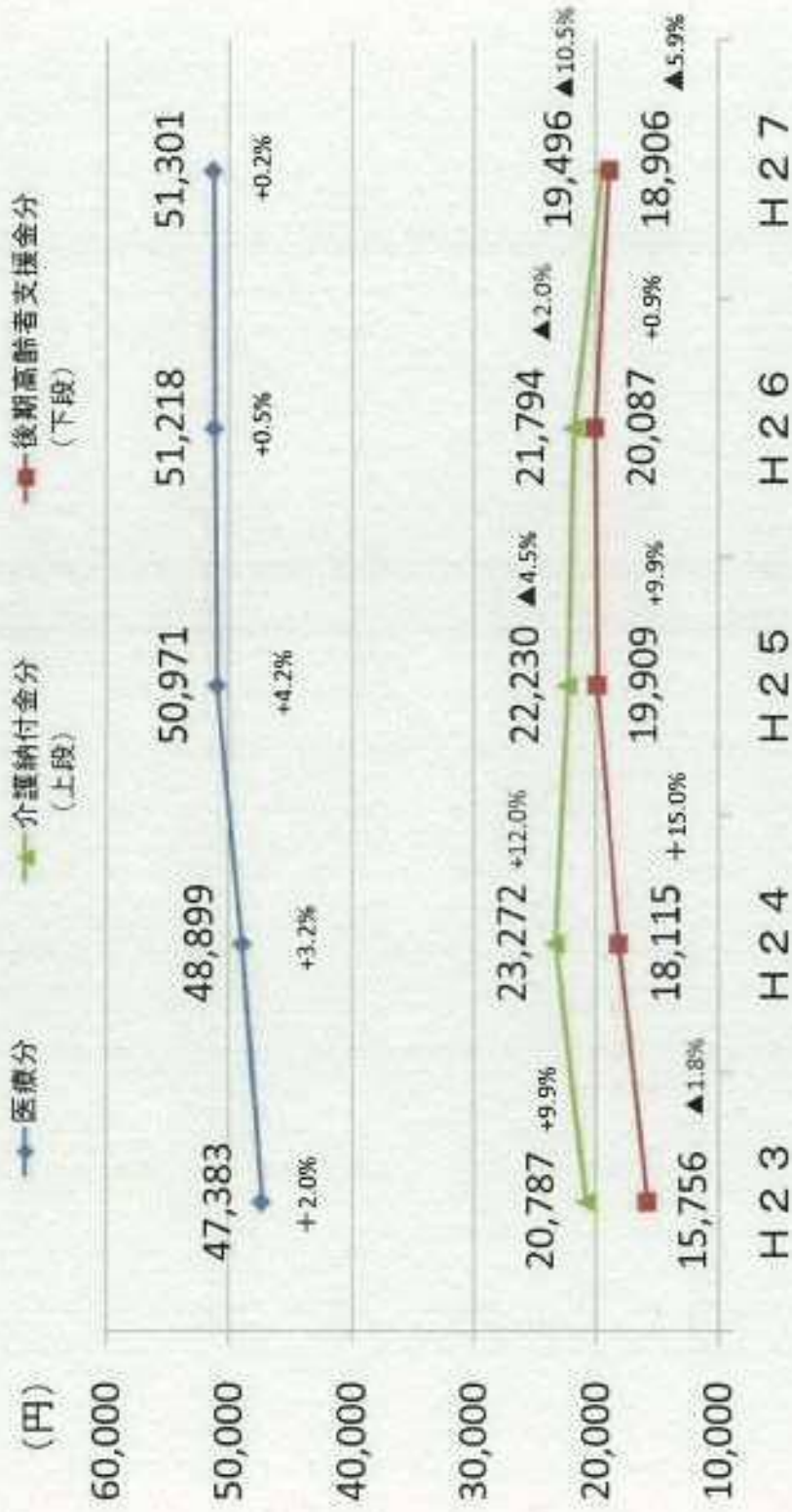
## 一人当たり保険給付費等の推移



### ポイント

保険者(市)としての負担である保険給付費等の一人当たりの費用額は、  
 高齢化の進展等により、増加傾向

# 一人当たり保険料の推移



## ポイント

医療分は、保険給付費の増加とともに、一人当たりの保険料も増加  
 介護納付金分、後期高齢者支援金分は、制度改正の影響で減少



## 平成27年度 国民健康保険特別会計決算(案)

### 歳入

(単位:百万円)

項目	平成27年度	平成26年度	増減	主な増減理由
保険料	17,844	18,899	▲1,055	一人当たり保険料の減のため
国庫支入金	30,161	29,478	683	保険給付費の増のため
県支入金	5,753	6,258	▲505	財政健全化交付金の減のため
療養給付費交付金	2,911	3,930	▲1,019	対象被保険者数の減のため
共同事業交付金	31,466	14,777	16,689	対象範囲の拡大のため
前期高齢者交付金	28,551	29,179	▲628	過年度分の調整のため
一般会計繰入金	15,553	13,835	1,718	保険者支援制度拡充のため
その他	1,577	1,379	198	繰越金の増のため
合計	133,816	117,735	16,081	—

### ポイント

共同事業の対象拡大などにより、総額は約161億円の増加



# 平成27年度 国民健康保険特別会計決算(案)

## 歳出

(単位:百万円)

項目	平成27年度	平成26年度	増減	主な増減理由
保険給付費	81,307	80,250	1,057	医療の高度化等のため
後期高齢者支援金	13,086	13,214	▲128	過年度分の調整のため
介護納付金	4,569	4,953	▲384	対象被保険者数の減のため
共同事業拠出金	31,019	14,891	16,128	対象範囲の拡大のため
保健事業費	810	812	▲2	-
その他	2,648	2,651	▲3	-
合計	133,439	116,771	16,668	-

## 【収支状況】

実質収支 377百万円(歳入総額133,816百万円 - 歳出総額133,439百万円)  
 単年度収支 ▲587百万円(H27実質収支377百万円 - H26実質収支964百万円)

## ポイント

歳入と同様に共同事業の対象拡大などにより、総額は約167億円の増加

## 政令市の状況（高齢化率・病院数）

高齢化率：平成27年 1月現在  
 病院数・病床数：平成26年10月現在

都市名	高齢化率(%)	10万人当たりの 病院数	10万人当たりの 病床数
北九州	27.8 ①	9.3 ③	1,984.5 ②
静岡	27.5 ②	4.1 ⑱	1,082.5 ⑮
京都	26.3 ③	7.2 ⑥	1,575.2 ④
札幌	23.8 ⑩	10.6 ②	1,912.2 ③
熊本	23.4 ⑬	12.7 ①	2,098.9 ①
横浜	22.7 ⑮	3.6 ⑳	748.1 ⑱
さいたま	21.6 ⑰	2.9 ⑲	624.6 ⑳
仙台	21.2 ⑯	5.6 ⑪	1,184.3 ⑫
福岡	19.7 ⑲	7.5 ⑤	1,427.3 ⑦
川崎	18.8 ⑳	2.8 ㉑	741.8 ⑲

※○の中の数字は、数字が大きいほうからの順番を示す

### ポイント

本市は高齢化率が最も高く、人口当たりの医療機関数が多い特性がある



# 政令市の状況(医療費・保険料等)

平成27年度

都 市 名	一人当たり医療費	世帯当たりの基準所得	一人当たり繰入金	一人当たり保険料
広 島	409,487円 ①	1,092千円 ⑨	44,713円 ⑬	96,226円 ⑦
北九州	401,879円 ②	724千円 ⑳	66,616円 ①	76,593円 ⑳
札 幌	377,968円 ⑤	763千円 ⑱	55,783円 ④	87,396円 ⑯
京 都	357,230円 ⑧	887千円 ⑯	49,102円 ⑨	83,061円 ⑱
大 阪	348,058円 ⑩	820千円 ⑯	60,648円 ②	83,581円 ⑯
静 岡	345,541円 ⑪	1,260千円 ⑦	37,535円 ⑱	101,831円 ③
浜 松	338,461円 ⑬	1,370千円 ④	29,315円 ⑳	106,223円 ①
横 浜	337,682円 ⑭	1,486千円 ②	40,581円 ⑯	100,555円 ④
福 岡	326,932円 ⑮	952千円 ⑪	53,234円 ⑤	86,609円 ⑰
川 崎	325,707円 ⑯	1,571千円 ①	50,969円 ⑥	104,905円 ②
さいたま	321,322円 ⑯	1,411千円 ③	41,674円 ⑮	97,458円 ⑤
相模原	320,645円 ⑱	1,353千円 ⑥	50,635円 ⑦	92,510円 ⑪
千 葉	319,015円 ⑳	1,235千円 ⑧	39,480円 ⑰	95,436円 ⑨

※○の中の数字は、金額が高いほうからの順番を示す

## ポイント

一人当たりの医療費が高いことから本来は保険料が高くなるどころ、一般会計からの繰入れ(税金)を行うことで、保険料の負担軽減に努めている



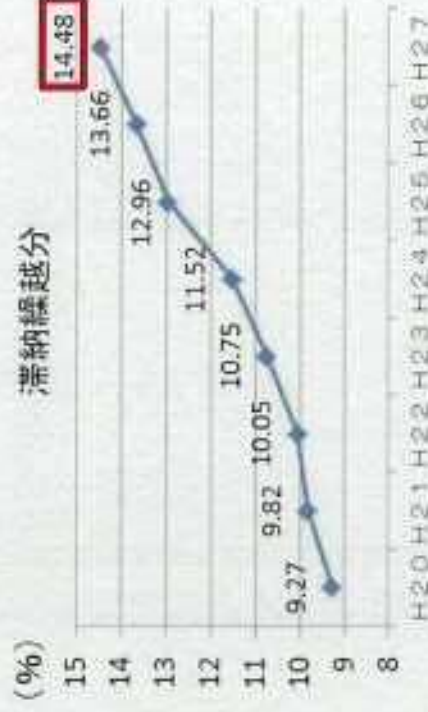
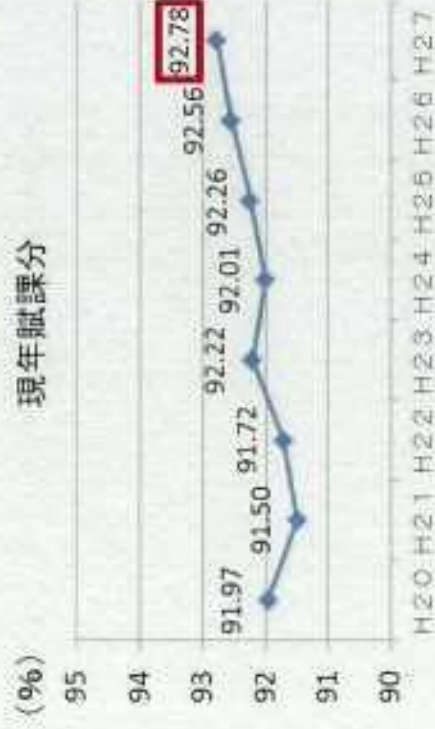
## 平成27年度 モデル保険料

区分	給与収入世帯 (40歳未満夫婦、子なし)		給与収入世帯 (40歳以上夫婦、子2人)		年金収入世帯 (65歳以上夫婦)	
	200万円	300万円	200万円	300万円	200万円	300万円
仙台	142,844円 <sup>⑬</sup>	286,269円 <sup>①</sup>	164,478円 <sup>⑮</sup>	340,164円 <sup>⑩</sup>	541,082円 <sup>①</sup>	79,120円 <sup>⑮</sup>
千葉	137,200円 <sup>⑰</sup>	209,790円 <sup>⑲</sup>	174,340円 <sup>⑭</sup>	296,360円 <sup>⑯</sup>	406,620円 <sup>⑱</sup>	78,860円 <sup>⑯</sup>
相模原	134,290円 <sup>⑲</sup>	201,290円 <sup>⑳</sup>	161,010円 <sup>⑯</sup>	271,320円 <sup>⑰</sup>	367,410円 <sup>⑳</sup>	77,890円 <sup>⑰</sup>
名古屋	136,512円 <sup>⑱</sup>	225,872円 <sup>⑮</sup>	115,026円 <sup>⑲</sup>	254,646円 <sup>⑱</sup>	387,730円 <sup>⑲</sup>	64,590円 <sup>⑱</sup>
堺	177,870円 <sup>②</sup>	275,990円 <sup>③</sup>	221,280円 <sup>①</sup>	377,710円 <sup>①</sup>	521,110円 <sup>②</sup>	101,500円 <sup>②</sup>
神戸	155,080円 <sup>⑫</sup>	273,680円 <sup>⑤</sup>	88,250円 <sup>⑳</sup>	246,270円 <sup>⑲</sup>	411,200円 <sup>⑯</sup>	53,590円 <sup>⑳</sup>
広島	113,828円 <sup>⑳</sup>	269,316円 <sup>⑨</sup>	121,257円 <sup>⑱</sup>	199,711円 <sup>⑳</sup>	409,563円 <sup>⑰</sup>	61,410円 <sup>⑲</sup>
福岡	173,500円 <sup>⑥</sup>	271,300円 <sup>⑦</sup>	208,600円 <sup>⑤</sup>	356,700円 <sup>⑤</sup>	493,100円 <sup>⑥</sup>	98,600円 <sup>⑥</sup>
熊本	182,110円 <sup>①</sup>	282,550円 <sup>②</sup>	220,880円 <sup>②</sup>	376,150円 <sup>②</sup>	517,110円 <sup>③</sup>	103,900円 <sup>①</sup>
北九州	164,660円 <sup>⑩</sup>	255,500円 <sup>⑪</sup>	156,090円 <sup>⑰</sup>	297,450円 <sup>⑮</sup>	427,520円 <sup>⑭</sup>	93,930円 <sup>⑩</sup>

※○の中の数字は、金額が高いほうからの順番を示す

**ポイント** 本市は、いずれのモデルにおいても、中位以下

## 保険料収納率の推移



### 【保険料収納に対する取組内容】

- ・ 文書催告、税金料金お知らせセンターからの電話催告  
滞納世帯への訪問
- ・ 口座振替の推進
- ・ 差押えなどの滞納処分
- ・ 資格の適正管理(社会保険資格取得調査、居所不明調査など)
- ・ 納付環境の整備(ペイジー口座振替【H27】、コンビニ収納【H28】)



## 医療費適正化の取り組み①

- **特定健診、特定保健指導の実施**

40歳以上の被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診とその結果により、生活習慣病予防を目指した保健指導を行う。

**平成27年度実績：特定健診受診率34.4%（暫定値）**

- **後発医薬品（ジェネリック）利用促進**

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に効果が高いと見込まれる者に利用案内を送付するとともに「国保のでてびき」に利用希望カードを掲載し、利用を促進する。

**平成27年度実績：ジェネリック普及率61.8%（新基準）**

- **診療報酬明細書（レセプト）点検**

診療報酬明細書について、過剰な診療や薬剤投与などの請求内容を区役所や嘱託員（10名）でチェックする。

**平成27年度実績：点検件数34,217件 点検効果446,202千円**



## 医療費適正化の取り組み②

- **第三者行為求償**

交通事故等の第三者行為に起因する保険給付に対し、区役所や嘱託員(3名)により、第三者に損害賠償を求めます。

**平成27年度実績** : **求償件数4,270件** **求償効果152,577千円**

- **重複多受診世帯等への訪問指導**

医療機関での重複受診者及び特定健診指導対象外の者(治療中)に対し、保健師(嘱託員4名)が訪問し、本人及び家族に助言・指導を行う。

**平成27年度実績** : **訪問1,566件** **指導775件**

- **はり、きゆう施術補助**

被保険者の健康の保持・増進のため、1回当たり1,400円(はり又はきゆう)、1,550円(はり及びきゆう)を助成。

**平成27年度実績** : **助成件数72,229件** **助成金額109,457千円**

- **医療費通知**

健康や医療費適正化への関心を高めるため、2ヶ月に1回、受診内容を通知。

**平成27年度実績** : **延べ775,480件**

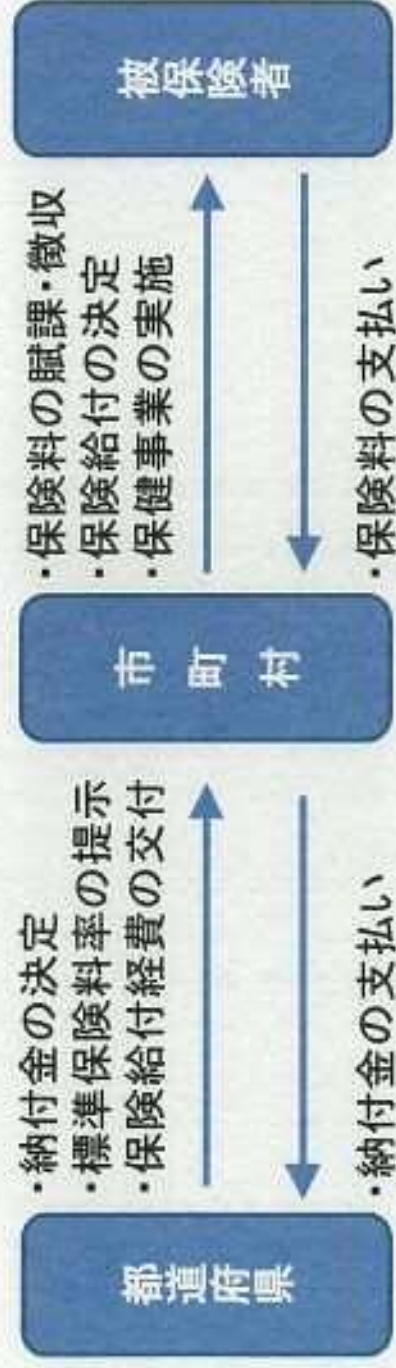
# 国民健康保険の県単位化

◆平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から県単位での運営が行われることとなった。

1 運営のあり方	<p>都道府県が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村とともに国保の運営を担う</li> <li>・財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的な役割を担う。</li> <li>・県内の統一的な国保運営方針を示し、市町村の事務の効率化、標準化、広域化を推進する。</li> </ul>	
2 役割分担	<p>都道府県の主な役割</p> <p>財政運営の責任主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村ごとの納付金を決定</li> <li>・財政安定化基金の設置</li> </ul> <p>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</p> <p>必要な経費を全額、市町村に交付</p> <p>事務の効率化等を推進 必要な助言・支援</p>	<p>市町村の主な役割</p> <p>納付金を都道府県に納付</p> <p>標準保険料率等を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収</p> <p>保険給付の決定 (一部負担金減免を含む)</p> <p>資格管理、保健事業の実施</p>



## ◆ 県単位化後のイメージ



## ◆ スケジュール(予定)

年度	内容
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国においてガイドライン策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法</li> <li>・ 都道府県国民健康保険運営方針</li> </ul> </li> <li>○ 県内の納付金及び標準保険料率の設定協議</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算編成、条例改正</li> <li>○ 住民への広報</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県化開始</li> <li>○ 保険料率の決定</li> </ul>



## 福岡県内での議論

### 福岡県国保共同運営準備協議会（H27.9～）

平成30年度以降の国保の在り方の見直しに関し、その準備を円滑に進めることを目的に県と市町村で協議するため設置

#### 【議論の経過】

- 平成30年度、直ちには保険料の県内均一化は行わない。
- 保険料の県内均一化については、納付金額の設定や医療費適正化の取組みを通じ、市町村の医療費水準の平準化を図り、中長期的にゆるやかに図っていくこととし、今後、県において定める国保運営方針に、その方向性等について記載する。

特定健診・特定保健指導について（平成 27 年度報告）

1 特定健診実施体制

- (1) 対象者 北九州市国民健康保険加入の 40 歳～74 歳
- (2) 実施方法  
 個別方式：北九州市医師会加入の協力医療機関（約 500 機関）  
 集団方式：区役所や市民センター等（約 300 ヶ所）
- (3) 実施時期  
 通年（5 月中旬までに対象者約 17 万 8 千人に受診券送付）

2 特定保健指導実施体制

- 個別方式：特定健診を受診した個別医療機関で実施
- 集団方式：特定健診を受診した集団健診実施機関で実施

3 目標値（市国保特定健康診査等実施計画に基づく）及び実績

項目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
健診 受診率	目標値	55.0%	65.0%	35.0%	40.0%	45.0%
	実績	31.1%	32.6%	32.5%	34.6%	暫定値 34.4%
政令市順位		5 位	4 位	4 位	3 位	暫定 5 位
特定保健指導 実施率	目標値	45.0%	45.0%	35.0%	40.0%	45.0%
	実績	27.5%	29.2%	30.3%	30.2%	集計中

\* 特定保健指導実施率は政令指定都市の中で 3 位。（平成 26 年度）

4 受診率向上に向けての取り組み

- (1) 広報活動（市政だより、ホームページ、市民センターだより等に掲載）
- (2) 地域ボランティアによる働きかけ（健康づくり推進員・食生活改善推進員）
- (3) 健康づくり事業との連携（健康マイレージ事業やイベント等）
- (4) 未受診者対策（未受診者に対して電話・ハガキ・訪問による受診勧奨）

【平成 27 年度新規】当該年度 40 歳・50 歳を対象にした別様式のハガキを送付  
 未受診者に対して訪問による受診勧奨をモデル的に実施

5 市国保として独自に実施している健診後の事後フォロー

- (1) 特定保健指導対象外で生活習慣病予防及び重症化予防が必要な者への保健指導を実施し、生活習慣改善を支援
- (2) 腎機能低下から人工透析に移行するなどの重症化の予防を目的として、健診結果からかかりつけ医・腎臓専門医とをつなぐ慢性腎臓病予防連携システムの運用。平成 26 年度より糖尿病性腎症への移行予防を目指したシステムの追加。